

授業科目名	医事法制	担当教員	教授 竹下 治男（他 法医学講座教員全員及び嘱託講師）
開講年次・学期	3年後期	必修/選択	必修
開講形態	講義	時間数/単位数	10時間
授業概要			
医学の急速な進展は、医療技術の複雑化と細分化をもたらし、これと同時に医師に対する注意義務構造の変化を産み、医事法制を重視する必要性が生じてきた。医事紛争は年々増加の傾向を示しており、医学部学生諸君が医療に関する法的な知識を身につけることは、単に自己防衛的な知識を得るということではなく、医療行為というものが近代国家の社会規範の中でどのように位置づけられ、期待されるものは何であるかを明確に認識するために最早必須と言える。 講義は医療事故における医師の民事および刑事責任について裁判事例を示しながら行う。			
G I O（一般目標）			
医師の民事および刑事責任の法的根拠を修得する。			
S B O（行動目標）			
1. 民事法における不法行為および債務不履行の概念を修得し、医療行為と事故との因果関係に関する考察ができる。 2. 刑法の構造を理解し、治療行為の構成要件、違法性、有責性等に関する法的理論を展開できる。 3. インフォームドコンセント、尊厳死、安楽死、脳死と臓器移植、生殖医療技術等に関する医師の責務について考察できる。			
成績評価の方法			
1. 思考型の筆記試験。			
教科書・参考書・視聴覚・その他の教材			
1. 厚生省医務局編：医療六法，中央法規 2. 大野真義編：現代医療と医事法制，世界思想社 3. Knight : Legal aspects of medical practice, Ch, Livingstone.			
コア・カリとの関連			
A－1（1）医の倫理と生命倫理 A－1（2）患者の権利 A－1（3）医師の義務と裁量権 A－1（4）インフォームド・コンセント B－（6）死と法 E－7人の死			